

アレルギー疾患対策にかかる医療機関の選定方針

1 目的

神奈川県におけるアレルギー疾患患者への適切な医療の提供等を図るため、平成17年10月31日付け厚生労働省通知「アレルギー疾患対策の方向性等について」を踏まえ、「集学的医療機関」、「専門医療機関」の役割及びそれら医療機関の選定方針を次のとおり定める。

2 集学的医療機関、専門医療機関の役割

(1) 集学的医療機関

ア 診療

複数の診療科や医師が連携した集学的治療ができる体制の下、アレルギー疾患の重症難治例や著しい増悪時に対応するとともに、県内のアレルギー診療の中核医療機関として、他の専門医療機関等への支援を行う。

イ 研修

アレルギー診療にかかる県内医療機関の診療レベルの均てん化をはかるため、県や関係団体とともに、診療ガイドラインの普及、アレルギー疾患に関する研修等に協力する。

ウ 情報提供等

県内の専門医療機関やかかりつけ医等の相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、県民への相談にも対応する。

(2) 専門医療機関

ア 診療

学会等が作成した診療ガイドラインを活用した、アレルギー疾患患者への適切な対応と自己管理手法の指導を行う。

イ 情報提供等

地域における身近なかかりつけ医が、診療ガイドラインを活用したアレルギー疾患への適切な対応が図れるよう支援する。

3 集学的医療機関、専門医療機関の選定方針

集学的医療機関は、次の(1)によるものとし、専門医療機関については、(2)に該当する医療機関から医療圏ごとに適当と思われる医療機関を調査・選定し、それぞれ、神奈川県が指定する。

(1) 集学的医療機関

国のアレルギー診療の中核的役割を果たし、専門医療機関等の相談窓口である臨床研究センターを有する独立行政法人国立病院機構相模原病院及び子どものための専門医療機関としてアレルギー疾患に対する総合的な診療が行える県立こども医療センターが、前「2(1)集学的医療機関」の役割を担うことが可能であるため、当該2か所を集学的医療機関とする。

(2) 専門医療機関

社団法人日本アレルギー学会専門医制度規定「第4章 社団法人日本アレルギー学会認定教育施設」に定める教育施設の認定を受けている施設または大学病院で、前「2(2)専門医療機関」の役割を担うことが可能な医療機関とする。

上記の教育施設に該当する施設がないなどの場合には、地域におけるアレルギー患者への適切な医療提供体制を図るため、日本呼吸器学会認定施設・関連施設及び日本呼吸器内視鏡学会認定施設・関連施設、または日本小児科学会認定小児科専門医研修施設で、前「2(2)専門医療機関」の役割を担うことが可能な医療機関とする。

なお、神奈川県アレルギー疾患対策専門家検討会が前「2(2)専門医療機関」の役割を担うことが可能な医療機関と特に認めた医療機関も対象とする。

※ 参考

適切な医療提供体制に必要な「かかりつけ医」としての役割

1 診療

学会等が作成した診療ガイドラインを積極的に活用し、患者の症状を的確に把握するとともに、必要に応じて専門医療機関の診療に繋げるなど、アレルギー疾患患者の治療を行う。

2 情報提供等

患者本人または家族による適切な自己管理を可能とするため、患者に対して必要な情報提供や相談を受ける機会を提供し、適切な自己管理の手法を正しく理解し、取り組める環境の確保を支援する。

附則

この方針は平成18年6月1日から適用するものとする。

附則

この方針は平成19年10月30日から適用するものとする。

附則

この方針は平成26年4月1日から適用するものとする。